

山口市企業・職場人権学習連絡協議会規約

(目 的)

第1条 本会は、一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現をはかるため、企業・職場の社会的責任と自覚のもとに、自企業・職場及び会員相互が連携して、公正な採用の促進、企業内研修の充実、セクシュアル・ハラスメントの根絶など企業内における人権尊重の確保や自主的・計画的な啓発活動及び男女共同参画を推進することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、山口市企業・職場人権学習連絡協議会という。

(事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 企業・職場内人権学習に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関すること。
- (3) 会員相互の交流及び情報交換に関すること。
- (4) 研修会、研究会、講演会等の開催に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第4条 本会の会員は、山口市内の企業・職場で本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。

(役員及び任期)

第5条 本会の運営を図るため会長1名、副会長1名、理事若干名及び監事2名（以下「役員」という）を置き、役員は、総会において会員の中から選出する。

- 2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 役員が任期途中で異動により交替した場合、後任者が前任者の残任期間の職務を行う。
- 4 役員は、任期満了後においても、後任者が選出されるまでは、前任者が引き続き職務を行う。

(会 議)

第6条 会議は総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認める場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 会議の議長は会長が務め、会長が不在のときは副会長が代理する。

(総 会)

第7条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 事業報告、決算に関すること。
- (2) 事業計画、予算に関すること。
- (3) 役員承認に関すること。
- (4) 規約の改正に関すること。
- (5) その他理事会で必要と認めたこと。

(会 費)

第8条 本会の経費は会費、助成金その他をもって充てる。

- 2 会費は、別に定める。

(事業年度)

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局は、山口市地域生活部人権推進課に置く。

(その他)

第11条 その他必要なことは、理事会において定める。

附 則

この規約は、昭和60年6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年6月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年6月30日から施行する。